

## 在宅医療廃棄物の適正処理について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物(以下、「在宅医療廃棄物」という。)は一般廃棄物ではありますが、近年、在宅医療の進展に伴い在宅医療廃棄物の排出量が増加していることから、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、次のように考えられています。

(1)注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。

(2)その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

### <在宅医療廃棄物の分類・出し方>

種 類	品 目	処分方法	処理場所
鋭利なもの 又は 感染するおそれがある	<注射針、点滴針など> チューブ・カテーテル類の針も含む <ガーゼ、脱脂綿など> 血液などが付着した感染するおそれがあるもの	使用後は、蓋付きで密閉出来る堅い容器に入れて下さい ビニール袋などで密閉して他に触れないようにして下さい	主治医や医療機関で引き取ってもらってください。
鋭利ではないもの 又は 感染するおそれのないもの	<チューブ・カテーテル類> 吸引チューブ、輸液ライン、CAPDチューブ、 導尿カテーテルなど	チューブ・カテーテル類は、針がついている場合は取り除いてから出してください。	燃やせるごみの日に出してください。
	<バッグ類> 輸液、蓄尿、ストーマ(人工肛門) CAPD、栄養剤など	バッグ類は、中の残存物を適正に処理し、空にしてください。	
	<布・紙類> ガーゼ、脱脂綿、紙おむつなど	血液なども含め、感染するおそれがあるものは集積場に出さないでください。	
	<びん・缶類> 消毒薬の空きびん、点滴ボトルなど	中の残存物を適正に処理し、空にしてください。	燃やせないごみの日に出してください。